佐久市社会体育施設使用料金表

対象施設:浅科柔剣道場

会場	時間	区 分			
		専用しない場合	専用する場合		
			アマチュアスポーツ	アマチュアスポー	営利又は営業を
			に使用	ツ以外に使用	目的に使用
柔剣道場	午前9時から正午まで		1,250円	3,770円	
	正午から午後5時まで		1,670円	5,020円	
	午後5時から午後7時まで		830円	2,510円	
	午後7時から午後9時30分まで		830円	2,510円	
	全日(午前9時から午後5時)		2,610円	7,850円	

電気料	1 時間:310 円

- (備考) 1 市内に住所を有する者及び市内に事務所又は事務所を有する法人等以外のもの(以下「市外使用者」という。)の使用料の額は、臼田総合運動公園宿泊棟及び佐久総合運動公園マレットゴルフ場の使用料を除き、この表に定める使用料の額の3倍(市外使用者が市内の施設等に宿泊している場合にあっては、2倍)に相当する額とする。
 - 2 「宿泊」とは、午後3時から翌日の午前10時までの使用をいう。
 - 3 時間で定める使用料について、使用時間が1時間未満のときは、1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは、 これを切り上げて使用料の額を算出するものとする。
 - 4 暖房を使用する場合には、教育委員会が定める実費相当額を徴収する。
 - 5 体育館を午前9時以前に使用する場合の使用料は、1時間当たり(その使用時間が1時間に満たないときは1時間とする。 以下同じ。)、当該体育館の午前の使用料の午前9時から午前10時まで使用した場合に相当する額とし、午後9時30分以降 に使用する場合は、1時間当たり、当該体育館の夜間の使用料の午後8時30分から午後9時30分まで使用した額に相当する 額とする。ただし、午前9時以前又は午後9時30分以降の使用は、大会等のために使用する場合に限るものとし、あらかじ め教育委員会の許可を受けなければならない。